

【久留米市屋外広告物許可手数料】（条例 第5、11条）

区 分	単 位	金 額
(1) はり紙	1枚につき	5円
(2) はり札	1枚につき	10円
(3) 広告幕	1枚につき	400円
(4) 立看板	1個につき	200円
(5) アドバルーン	1個につき	1,000円
(6) 電柱を利用する広告物	1個につき	200円
(7) その他の広告物		
1㎡未満	1個につき	200円
1㎡以上2㎡未満	1個につき	400円
2㎡以上5㎡未満	1個につき	800円
5㎡以上10㎡未満	1個につき	1,600円
10㎡以上20㎡未満	1個につき	3,200円
20㎡以上30㎡未満	1個につき	5,000円
30㎡以上50㎡以下	1個につき	8,000円
50㎡を超えるもの	1個につき	8,000円に50㎡を超える面積(1㎡未満の端数を生じる場合は、1㎡に切り上げた面積)について1㎡につき200円を乗じて得た金額を合算した額。但し、その額が50,000円を超えるときは50,000円とする。

備考 照明を伴うものについては、この表に定める額に、10割を加算した額とする(2倍になる)。

例 屋上広告74. 2㎡(照明あり)の場合

$$\cdots 74.2 \text{ m}^2 - 50 \text{ m}^2 = 24.2 \text{ m}^2 \rightarrow 25 \text{ m}^2 \times 200 \text{ 円} = 5,000 \text{ 円}$$

$$\text{よって } (8,000 + 5,000) \times 2 = 26,000 \text{ 円となる}$$